



市 章

大津市公報

平成 26 年 3 月 17 日
号 外 (第 13 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

29	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	1
30	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	1
31	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	2
32	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	9
33	大津市医療費助成条例の一部を改正する条例.....	9
34	大津市印鑑条例の一部を改正する条例.....	10
35	大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例.....	10
36	大津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例.....	11
37	大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	11
38	大津市準用河川占用料条例の一部を改正する条例.....	11
39	大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	12
40	大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例.....	12
41	大津市社会教育委員定数、任期に関する条例の一部を改正する条例.....	13
42	大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	14
43	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	14
44	大津市防災対策推進条例の一部を改正する条例.....	15

条 例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第29号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第30号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営

に関する基準を定める条例 (平成 25 年条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 1 号ウ中「平均障害程度区分」及び「厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 26 年 3 月 17 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 31 号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 25 年条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

「第 7 章 共同生活介護

第 1 節 基本方針 (第 125 条)

目次中 第 2 節 人員に関する基準 (第 126 条・第 127 条) を「第 7 章 削除」に、「第 4 節 運営に関する基準 (第 128 条)」
第 3 節 設備に関する基準 (第 128 条)
第 4 節 運営に関する基準 (第 129 条 - 第 142 条)」

「第 4 節 運営に関する基準 (第 199 条の 2 - 第 202 条)

第 5 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに

する基準 (第 200 条 - 第 202 条) 」を
第 1 款 この節の趣旨及び基本方針 (第 202 条の 2 ・ 第 202 条の 3)
第 2 款 人員に関する基準 (第 202 条の 4 ・ 第 202 条の 5)
第 3 款 設備に関する基準 (第 202 条の 6)
第 4 款 運営に関する基準 (第 202 条の 7 - 第 202 条の 12)

人員、設備及び運営に関する基準

に改め、「第 15 章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例 (第

205 条・第 206 条) 」を削る。

第 3 条第 1 項中「第 7 章」を「第 8 章」に改める。

第 6 条第 2 項中「重度の肢体不自由者」の次に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「常時介護を要するもの」に改める。

第 7 条第 1 項中「者 (以下この章) の次に「、第 202 条の 2 並びに第 202 条の 10 第 2 項及び第 4 項」を加える。

第 81 条第 1 項第 2 号ア中「平均障害程度区分」及び「規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値」を「平均障害支援区分」に改める。

第 101 条第 1 項第 2 号中「第 126 条第 1 項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第 197 条第 1 項」を「、第 197 条第 1 項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の次に「又は第 202 条の 4 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練 (生活訓練) 事業者等」に改め、同号ア中「第 125 条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第 196 条に規定する指定共同生活援助」を「、第 196 条に規定する指定共同生活援助又は第 202 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練 (生活訓練) 等」に、「指定共同生活介護事業所等 (当該指定共同生活介護事業者等) 」を「指定自立訓練 (生活訓練) 事業所等 (当該指定自立訓練 (生活訓練) 事業者等」に改め、「指定共同生活介護事業所 (第 126 条第 1 項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。) 、」を削り、「又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、「指定共同生活援助事業所をいう。) 」の次に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 (第 202 条の 4 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。) 」を加え、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練 (生活訓練) 事業所等」に改め、同条第 2 項第 2 号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練 (生活訓練) 事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練 (生活訓練) 」に改め、

等」に、「指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び」を「指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数及び」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に改め、同条第3項第1号中「、第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「、第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「、第125条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「、第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第102条中「第8条」を「第53条」に改める。

第110条第2号中「第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居(法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。)」を「共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)」に改める。

第115条第1項中「及び第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第120条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第125条から第142条まで 削除

第158条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第158条の2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第160条中「第24条、」、「第132条第1項、」、「、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条の規定により読み替えて適用される基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「、第132条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条の規定により読み替えて適用される基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者に限る」と」を削る。

第173条中「第24条、」及び「第132条第1項、」を削り、「及び第148条」を「、第148条及び第158条の2」に改め、「、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」を削り、「第132条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者」を「第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者」に、「第144条の厚生労働大臣が定める者に限る」を「第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」に改める。

第196条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第197条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに定める数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下この号において「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数

を 9 で除した数

- イ 区分省令第 1 条第 5 号に規定する区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除した数
- ウ 区分省令第 1 条第 6 号に規定する区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除した数
- エ 区分省令第 1 条第 7 号に規定する区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除した数

第198条を次のように改める。

(管理者)

第198条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第199条を次のように改める。

(設備)

第199条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第 4 項から第 6 項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は 4 人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を 2 人以上 10 人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上 20 人（市長が特に必要があると認めるときは 30 人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上 30 人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 6 共同生活住居は、1 以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2 人以上 10 人以下とする。
- 8 ユニットのユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - 一の居室の定員は、1 人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。
 - 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 平方メートル以上とすること。
- 9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。
 - 入居定員を 1 人とすること。
 - 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 平方メートル以上とすること。

第13章第 4 節中第200条の前に次の 5 条を加える。

(入退居)

第199条の 2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第199条の 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の入居又は退去に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第199条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

食材料費

家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

光熱水費

日用品費

前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。
- (指定共同生活援助の取扱方針)

第199条の5 指定共同生活援助事業者は、第202条において読み替えて準用する第61条第1項に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第199条の6 サービス管理責任者は、第202条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第200条の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第2項中「による」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第200条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

入居定員

指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

入居に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

非常災害対策

事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

虐待の防止のための措置に関する事項

その他運営に関する重要事項

第201条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第201条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第201条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

第201条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第201条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第201条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第202条中「、第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条まで」を「及び第158条の2」に、「第202条において準用する第137条」を「第200条の3」に、「第202条において準用する第131条第1項」を「第199条の4第1項」に、「第202条において準用する第131条第2項」を「第199条の4第2項」に、「第202条において準用する第141条第1項」を「第201条の4第1項」に、「第131条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第133条第1項及び第134条中「第142条」とあるのは「第202条」と、第134条第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」を「第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」に改める。

第13章に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第202条の2 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、

当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第202条の12において読み替えて準用する第61条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助(第202条の4第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第202条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第202条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第202条の5 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第202条の6 第199条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第202条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第202条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第202条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供したときは、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第202条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

入居定員

外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

入居に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

非常災害対策

事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

虐待の防止のための措置に関する事項

その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第202条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第202条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することができるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、毎年、研修計画を策定するとともに、研修結果を記録する等、計画的な研修の実施に努めなければならない。

(準用)

第202条の12 第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第199条の2から第199条の6まで、第200条、第200条の2及び第201条の2から第201条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第199条の4第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第202条の12において準用する第199条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第56条第1項」と、同項第2号中「第61条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の12において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の12において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第202条の12」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の12において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験

的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第200条第3項中「当該指定共同生活援助事業所」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所」と読み替えるものとする。

第15章を削る。

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第4項中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第128条第6項及び第7項(これらの規定を第199条)」を「第199条第7項及び第8項(これらの規定を第202条の6)」に改める。

附則第5項及び第6項中「第135条第3項」を「第200条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

附則第7項中「第126条第1項第2号イからエまで」を「第197条第1項第2号イからエまで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第125条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧条例第205条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、改正後の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所(次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新条例第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(附則第5項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。
- 4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新条例第202条の4の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。
- 5 附則第3項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新条例第202条の10第4項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第32号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」及び「厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値」を「平均障害支援区分」に改める。

第59条第8項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第89条第3項中「第52条第1項第2号イ及びエ、第7項並びに」を「第52条第1項第2号エ及び」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第33号

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例

大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中ウを削り、エをウとし、オを削り、同号カ中「6歳に達した日の属する月の末日」を「6歳に達した日以後最初の3月31日」に改め、同号中力をエとし、キを削り、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

12歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない者のうち病院又は診療所に入院したもの（前各号に該当する者を除く。）

第2条第2項第4号中「前項第6号」を「前項第7号」に改め、同項第5号中「前項第7号」を「前項第8号」に改め、同項第6号中「前項第8号」を「前項第9号」に改める。

第3条第1項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第9号」に改め、同項第1号中「第6号まで」を「第7号まで」に、「及び第6号」を「及び第7号」に改め、同号エ中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第7号」に改め、同項第2号中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第8号」に改める。

第4条第1項中「対象者」の次に「（第2条第1項第6号の対象者を除く。）」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（支給の方法）」を付する。

第6条を次のように改める。

第6条 市長は、第2条第1項第6号の対象者が保険医療機関等で入院に係る医療を受け、医療保険各法による負担額を支払った後に、当該対象者又はその扶養義務者の申請に基づき、これらの者に対し、当該入院に係る医療費を支給するものとする。

第7条中「第6号」を「第7号」に、「同項第7号」を「同項第8号」に改める。

第10条中「受給者」の次に「又は第2条第1項第6号の対象者」を加える。

第12条中「第7号」を「第8号」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

附 則

- この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 改正後の大津市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

大津市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第34号

大津市印鑑条例の一部を改正する条例

大津市印鑑条例（昭和45年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「カード登録者は、」の次に「カード及び受付用端末機（カード条例第2条第2号に規定する受付用端末機をいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を請求し、又は」を加え、「証明書自動交付機」を「民間端末機（同条第3号に規定する民間端末機をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第4項の改正規定中「証明書自動交付機」を「民間端末機（同条第3号に規定する民間端末機をいう。）」に改める部分は、大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第35号）第2条の規定の施行の日から施行する。

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第35号

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「サービスを」の次に「本市の住民基本台帳に記録され、かつ、」を加え、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

受付用端末機（証明書等の交付の請求の用に供するために本市が設置した端末機で、本市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。）を利用して、住民票の写し、住民票記載事項証明書及び印鑑登録証明書を交付するサービス

第 2 条 大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

民間端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を利用して、住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付するサービス

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

大津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第36号

大津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

大津市都市計画審議会条例（昭和44年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「審議会」の次に「の会議」を加える。

第 9 条中「について」を「に関し」に、「市長が」を「会長が会議に諮って」に改め、同条を第10条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（専門部会）

第 8 条 審議会に、必要に応じ、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 前 2 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 1 項中「第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる委員のうちから、委員」とあるのは「当該専門部会の委員」と、同条第 3 項中「委員」とあるのは「専門部会の委員」と、前条第 2 項及び第 3 項中「委員及び」とあるのは「当該専門部会の委員及び」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第37号

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出しを「（可動堰^{びき}の管理施設等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 可動堰^{びき}を設ける場合において、当該可動堰^{びき}を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとするものとする。

第33条の見出しを「（水門及び樋門^ひの管理施設等）」に改める。

第50条第 2 項中「第24条」を「第24条第 1 項」に改める。

第53条中「法」の次に「第100条第 1 項において準用する法」を加える。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市準用河川占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第38号

大津市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

大津市準用河川占用料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「から第25条までの許可」を「、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録（以下「許可等」という。）」に改め、同条第2項中「許可」を「許可等」に改める。

第3条第2号中「占用」を「を占用」に改める。

第4条中「許可」を「許可等」に改める。

別表第1から別表第3までの規定中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正規定及び次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、前項ただし書に規定する日以後に徴収する同日以後の期間に係る流水占用料等について適用する。

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第39号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「316,200人」を「327,800人」に改め、同項第3号中「236,600立方メートル」を「209,600立方メートル」に改める。

第4条の3の見出しを「（利益剰余金の自己資本金への組入れ及び処分等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

水道事業等は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「欠損金補てん残額」という。）のうち、地方公営企業法施行令第26条第2項及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第21条第2項の規定により償却した繰延収益の額（当該事業年度において欠損金補てん残額が当該償却した繰延収益の額に満たない水道事業等にあつては、欠損金補てん残額）に相当する額（次項において「繰延収益相当額」という。）を自己資本金に組み入れるものとする。

第4条の3中第5項を削り、第4項を第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「欠損金補てん残額」を「自己資本金組入残額」に、「次項において」を「以下」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 事業年度末日において企業債を有する水道事業等は、前項の規定により繰延収益相当額を自己資本金に組み入れ、なお利益に残額があるときは、その残額（以下「自己資本金組入残額」という。）の10分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金（企業債の償還に充てる目的のため積み立てるものをいう。以下同じ。）の積立額を控除した額が自己資本金組入残額の10分の1に満たない水道事業等にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

第4条の3に次の1項を加える。

- 6 減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り入れたものに限る。）を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項第2号及び第3号の改正規定は、企業局管理規程で定める日から施行する。
- 2 改正後の第4条の3の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第40号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例(昭和33年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第31条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、公衆浴場用の項に掲げる料金は、簡易水道には適用しない。

第31条第1項の表中「882.00円」を「907.20円」に、「1,176.00円」を「1,209.60円」に、「1,449.00円」を「1,490.40円」に、「3,402.00円」を「3,499.20円」に、「3,717.00円」を「3,823.20円」に、「4,662.00円」を「4,795.20円」に、「9,345.00円」を「9,612.00円」に、「15,015.00円」を「15,444.00円」に、「21,945.00円」を「22,572.00円」に、「130.20円」を「133.92円」に、「160.65円」を「165.24円」に、「191.10円」を「196.56円」に、「221.55円」を「227.88円」に、「252.00円」を「259.20円」に、「5,880.00円」を「6,048.00円」に、「63.00円」を「64.80円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場で、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものの用に供するものをいう。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項に後段を加える改正規定及び同項の表備考の改正規定並びに附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の大津市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用(以下この項において「特定継続供給に係る水道の使用」という。)にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。))から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分(以下この項において「経過措置適用部分」という。))の当該確定した料金(特定継続供給に係る水道の使用にあっては、当該確定した料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- この条例による改正前の大津市水道事業給水条例(以下「旧条例」という。)第12条第1項、第21条第1項及び第2項並びに第22条に規定する工事又は修繕(以下この項において「工事等」という。)のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又は水道の供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成25年10月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するものについては、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新条例の規定を適用する。

(大津市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 大津市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例(平成20年条例第33号)の一部を次のように改正する。
第2条中大津市水道事業給水条例第31条第1項の改正規定を次のように改める。
第31条第1項後段を削る。

大津市社会教育委員定数、任期に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第41号

大津市社会教育委員定数、任期に関する条例の一部を改正する条例

大津市社会教育委員定数、任期に関する条例(昭和25年条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市社会教育委員設置条例

第1条に見出しとして「(設置)」を付し、同条中「第15条の規定に基いて」を「第15条第1項の規定に基づき」に改める。

第2条に見出しとして「(委員の定数等)」を付し、同条中「25人」を「20人」に改め、同条に次の2項を加

える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 学校教育及び社会教育の関係者
- 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 学識経験を有する者
- 教育委員会が行う委員の公募に応募した市民

3 前項第 4 号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。

第 3 条に見出しとして「(委員の任期)」を付し、同条中「の欠けた時の補欠委員」を「が欠けた場合における補欠の委員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

第 4 条を次のように改める。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成 26 年 3 月 17 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 42 号

大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「同日前」の次に「において教育委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 6 条第 2 項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

附則第 7 項の前の見出し及び同項から第 10 項までを削り、附則第 11 項を附則第 7 項とし、附則第 12 項を附則第 8 項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日後 1 年間に於いて行われる第 1 条の規定による改正後の大津市教育公務員の給与に関する条例第 6 条第 1 項の規定による昇給については、同項中「日以前 1 年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 26 年 3 月 17 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 43 号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和 42 年条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,760」を「2,840」に、「3,450」を「3,540」に、「1,120」を「1,150」に、「1,400」を

「1,440」に、「510」を「520」に、「640」を「650」に、「710」を「730」に、「890」を「910」に、「1,940」を「1,990」に、「2,420」を「2,490」に、「310」を「320」に、「390」を「400」に、「3,570」を「3,670」に、「4,460」を「4,590」に改める。

第2条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市立富士見公民館の項中「大津市富士見台3番30号」を「大津市園山二丁目15番33号」に改める。

別表第25号の表を次のように改める。

室名	使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室		3,670 円	3,670 円	4,590 円
第1会議室		520	520	650
第2会議室		520	520	650
第3会議室		520	520	650
第4会議室		520	520	650
第5会議室		520	520	650
和室		730	730	910
調理実習室		1,150	1,150	1,440

附 則

- この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は教育委員会規則で定める日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大津市立公民館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

大津市防災対策推進条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第44号

大津市防災対策推進条例の一部を改正する条例

大津市防災対策推進条例(平成22年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「第5条第2項」を「第2条の2第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。